



宮 崎 県 公 報

令和元年8月26日(月曜日) 第33号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“ ”) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(“ ”) 2
- 指定一般相談支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 3
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 3
- 民有林の保安林の指定(3件)……………(“ ”) 3
- 保安林の指定予定の通知……………(“ ”) 4
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 4

頁

- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 5
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(“ ”) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5
- 宅地建物取引業法に基づく行政処分のための公開の聴聞……………(建築住宅課) 6

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(“ ”) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(8件)……………(“ ”) 8
- 公共測量の実施の通知……………(管理課) 9
- 落札者等の公告……………9

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………10

告 示

宮崎県告示第251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 居宅介護支援事業者 | | 居宅介護支援事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 株式会社川野ソーシャルワークオフィス | 小林市細野1892番地5 | 上町介護付有料老人ホーム | 小林市堤2916番地5 | 令和元年7月30日 |

宮崎県告示第252号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|----------|-----------------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 株式会社たいよう | 延岡市緑ヶ丘2丁目17番37号 | デイサービスセンター元気の里延岡館 | 延岡市小峰町6964番地 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | 変 更 年 月 日 |
|--------------|-------------------|--------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| デイサービスあくた南方店 | デイサービスセンター元気の里延岡館 | 令和元年6月1日 |

宮崎県告示第253号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|------------------------------|-------------|------------------------------|----------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570204422 | 株式会社MHS本社 | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4570204422 | 株式会社MHS本社 | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570302747 | 株式会社MHS延岡営業所 | 宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4570302747 | 株式会社MHS延岡営業所 | 宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570401465 | 株式会社MHS日南営業所 | 宮崎県日南市木山1丁目1番15号 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4570401465 | 株式会社MHS日南営業所 | 宮崎県日南市木山1丁目1番15号 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570501074 | 株式会社MHS小林営業所 | 宮崎県小林市真方273-6 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4570501074 | 株式会社MHS小林営業所 | 宮崎県小林市真方273-6 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570601411 | 株式会社MHS日向営業所 | 宮崎県日向市大王町1丁目81番地 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4570601411 | 株式会社MHS日向営業所 | 宮崎県日向市大王町1丁目81番地 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570601429 | 訪問介護事業所親和 | 宮崎県日向市財光寺2992-イ ハイッK&K 101号室 | 合同会社新 | 宮崎県日向市財光寺2992-イ ハイッK&K 101号室 | 令和元年7月1日 | 訪問介護 |
| 4571901075 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 令和元年7月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4571901075 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 令和元年7月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4572001867 | 訪問介護事業所ひだまり | 宮崎県児湯郡都農町川北4851番地3 | 有限会社ハーティ-ヤの | 宮崎県児湯郡都農町川北4764番地3 | 令和元年7月1日 | 訪問介護 |
| 4572001875 | 有料老人ホーム美老苑 | 宮崎県児湯郡新富町上富田字井ノ木田3191-1 | 株式会社彩美社 | 宮崎県宮崎市大島町高崎4332番地 | 令和元年7月1日 | 特定施設入居者生活介護 |

宮崎県告示第 254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-------------------|---------------|------------------|----------|--------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570204422 | 株式会社MHS本社 | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4570204422 | 株式会社MHS本社 | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4570302747 | 株式会社MHS延岡営業所 | 宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33 | 株式会社MHS | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |

| | | | | | | |
|------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------------|----------|-----------------|
| 4570302747 | 株式会社MH S延岡営業所 | 宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目14-33 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4570401465 | 株式会社MH S日南営業所 | 宮崎県日南市木山1丁目1番15号 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4570401465 | 株式会社MH S日南営業所 | 宮崎県日南市木山1丁目1番15号 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4570501074 | 株式会社MH S小林営業所 | 宮崎県小林市真方273-6 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4570501074 | 株式会社MH S小林営業所 | 宮崎県小林市真方273-6 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4570601411 | 株式会社MH S日向営業所 | 宮崎県日向市大王町1丁目81番地 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4570601411 | 株式会社MH S日向営業所 | 宮崎県日向市大王町1丁目81番地 | 株式会社MH S | 宮崎県都城市平江町43号6番地1 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4571901075 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 令和元年7月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4571901075 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 株式会社スマイラックス | 宮崎県東諸県郡国富町木脇1027-15 | 令和元年7月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 4572001875 | 有料老人ホーム美老苑 | 宮崎県児湯郡新富町上富田字井ノ木田3191-1 | 株式会社彩美社 | 宮崎県宮崎市大島町高崎4332番地 | 令和元年7月1日 | 介護予防特定施設入居者生活介護 |

宮崎県告示第 255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 事業所番号 | 指定一般相談支援事業所 | | 指定一般相談支援事業者 | | 指 定年月日 |
|------------|------------------|---------------|------------------|---------------|----------|
| | 名 称 | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 4530600016 | そうだんサポートセンターしらはま | 日向市新生町1丁目92番地 | そうだんサポートセンターしらはま | 日向市新生町1丁目92番地 | 令和元年8月1日 |

宮崎県告示第 256号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字大谷上甲2847（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局及び

に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 257号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字伊比井字永石1078-4、1078-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 258号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字中尾甲1581-8
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 259号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字御堂原4259-2、4261、4304-1、4308-1、4308-2、4316-3、4324、4325-1、字池之原4484、字琵琶原4561-3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 260号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字楨之口 333-3、333-8
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 261号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|------|-----------------------|------|-------------|----------|
| | 国道 | 265号 | 東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原703番2地 | 旧 | 19.2~36.2 | 66.8 |
| | | | 先から同郡同村同大字同字703番1地先まで | 新 | 12.4~15.8 | 66.8 |

宮崎県告示第 262号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|-------|----------------------------------|------|-------------|----------|
| 24 | 県道 | 高鍋高岡線 | 西都市聖陵町一丁目77番1地先から同市同町一丁目77番1地先まで | 旧 | 14.1~17.4 | 20.0 |
| | | | | 新 | 18.6~23.1 | 20.0 |

宮崎県告示第 263号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|-------|----------------------------------|------|-------------|----------|
| 39 | 県道 | 西都南郷線 | 西都市大字上揚字土屋92番10から同市同大字同字98番1地先まで | 旧 | 4.6～5.8 | 67.6 |
| | | | | 新 | 5.8～14.5 | 67.6 |

宮崎県告示第 264号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|----------------------------------|-----------|
| 39 | 県道 | 西都南郷線 | 西都市大字上揚字土屋92番10から同市同大字同字98番1地先まで | 令和元年8月26日 |

宮崎県告示第 265号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|------|---|
| 国道 | 388号 | 延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番13地先から同市同町三川内同字2758番10地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年9月10日

宮崎県告示第 266号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年8月26日から同年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 県道 | 古江丸市尾線 | 延岡市北浦町市振字鍋田2番23から同市同町市振字本村490番1地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年9月10日

宮崎県告示第 267号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 西牛ノ郷地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

| 標柱番号 | 標 柱 の 存 在 する 土 地 |
|------|------------------|
| 1 | 都城市夏尾町5526番 |
| 2 | 〃 〃 5504番3地先道路敷 |
| 3 | 〃 〃 5504番3地先道路敷 |
| 4 | 〃 〃 5504番4 |
| 5 | 〃 〃 5504番2 |
| 6 | 〃 〃 5646番 |
| 7 | 〃 〃 5646番 |

| | |
|----|-------------|
| 8 | 都城市夏尾町5646番 |
| 9 | 〃 〃 5641番1 |
| 10 | 〃 〃 5641番1 |
| 11 | 〃 〃 5643番1 |
| 12 | 〃 〃 5643番 |
| 13 | 〃 〃 5516番1 |
| 14 | 〃 〃 5519番3 |
| 15 | 〃 〃 5524番1 |

宮崎県告示第268号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 日 時 令和元年9月3日(火) 午前10時

2 場 所 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁1号館6階 161会議室

3 被聴聞者

- (1) 商号又は名称 株式会社総研コンサル
- (2) 代表者氏名 代表取締役 長友 岳夫
- (3) 主たる事務所の所在地 宮崎県宮崎市旭2-1-5
- (4) 免許証番号 宮崎県知事(2)第4638号
- (5) 免許年月日 平成29年4月6日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス蓑原店
都城市蓑原町3254番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,558㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 56台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 65㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 15.57㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和元年8月6日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和元年8月26日から令和元年12月26日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和元年8月26日から令和元年12月26日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サピア日南ショッピングセンター

| | |
|--|---|
| <p>日南市材木町1番 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 協同組合日南ショッピングセンター 代表理事 久島利啓 日南市材木町4番1号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 協同組合日南ショッピングセンター 代表理事 岩切和彦 日南市材木町4番1号 (変更後) 協同組合日南ショッピングセンター 代表理事 久島利啓 日南市材木町4番1号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 有限会社日南カメラ 代表取締役 岩切和彦 日南市中平野一丁目15番地8 久島利啓 日南市大字風田3479番地4 有限会社くすりの中島 代表取締役 中島欽也 日南市油津一丁目10番25号 有限会社ユー 代表取締役 武田典久 串間市大字西方5611-1 有限会社松本花屋 代表取締役 松本俊紀 日南市中央通一丁目10番地25号 有限会社オリンピア 代表取締役 清水満雄 日南市戸高68-1 ネオック株式会社 代表取締役 土肥宏治 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野元町19番3号 有限会社黒潮市場 代表取締役 古澤幸弘 日南市南郷町大字中村乙4793 合名会社由地百貨店 代表 由地俊広 日南市北郷町郷之原4873-1 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48-14 有限会社ビーワン 代表取締役 別府崇通 日南市南郷町南町1-2 サンカクヤ株式会社 代表取締役 高田洋一 福岡県大牟田市田隈 928-10 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1 その他未定 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 久島利啓 日南市大字風田3479番地4 有限会社くすりの中島 代表取締役 中島欽也 日南市油津一丁目10番25号 有限会社ユー 代表取締役 武田典久 串間市大字西方5611-1 有限会社松本花屋 代表取締役 齋藤奈々</p> | <p>日南市中央通一丁目10番地25号 有限会社オリンピア 代表取締役 清水満雄 日南市戸高68-1 ネオック株式会社 代表取締役 下條謙二 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野元町19番3号 有限会社黒潮市場 代表取締役 古澤幸弘 日南市南郷町大字中村乙4793 合名会社由地百貨店 代表 由地俊広 日南市北郷町郷之原4873-1 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48-14 サンカクヤ株式会社 代表取締役 高田洋一 福岡県大牟田市田隈 928-10 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1 内山雅央 日南市中平野1-13-10 廣瀬雅之 鹿児島県霧島市国分中央1-7-36</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成30年4月1日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成31年4月24日(ダイレックス株式会社) 平成30年3月31日(有限会社日南カメラ) 平成28年12月1日(有限会社松本花屋) 平成30年7月3日(ネオック株式会社) 平成29年12月31日(有限会社ビーワン) 平成29年9月29日(内山雅央) 平成30年11月1日(廣瀬雅之)</p> <p>5 変更する理由 設置者及び小売業者の代表者並びに小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和元年8月13日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年8月26日から令和元年12月26日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和元年8月26日から令和元年12月26日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> |
|--|---|

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス蓑原店
都城市蓑原町8555 外6筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成31年3月12日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス蓑原店
都城市蓑原町8555 外6筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成31年3月12日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店

都城市郡元町 209番地 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成31年3月14日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店
都城市郡元町 209番地 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成31年3月14日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス沖水店
都城市太郎坊町1890番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
平成31年3月14日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス沖水店
都城市太郎坊町1890番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成31年3月14日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、新富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス新富店
児湯郡新富町大字三納代字辻2490-1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更
平成31年4月12日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、新富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス新富店
児湯郡新富町大字三納代字辻2490-1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成31年4月12日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月26日から令和元年9月26日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)

2 作業地域

宮崎市全域

3 作業期間

令和元年7月11日から令和2年3月31日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

。

令和元年8月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定役務の名称及び数量

パソコン等ヘルプデスク業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和元年6月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社フェニックスシステム研究所
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 16079番35

5 落札金額

34,593,546円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年5月13日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年8月26日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種類 | 警備業務の区分 | 講習の実施日 | 定員 |
|--------|---------|----------------------------|-----|
| 追加取得講習 | 2号警備業務 | 令和元年11月26日(火)から11月28日(木)まで | 20人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
 宮崎県技能検定センター
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提出日時 |
|----------------|---|
| 2号警備業務(追加取得講習) | 令和元年9月24日(火)から10月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての

代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (7) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (8) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
 - (9) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (10) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し
 - (11) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種類 | 警備業務の区分 | 手数料 |
|--------|---------|---------|
| 追加取得講習 | 2号警備業務 | 14,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。